

**新型コロナウイルス感染症対策及び
経済対策等に関する特別要望**

令和4年7月

全国町村議会議長会

新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別要望

新型コロナウイルスの度重なる感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、引き続き国と地方が一体となり、ワクチン接種を進め、感染拡大防止対策や医療提供体制を強化するとともに、物価高騰等にも対応した地域経済の再生・回復に向けた対策を強力に進めていく必要がある。

また、感染拡大は、生活様式や働き方、価値観等にも多大な影響をもたらすとともに、人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術の有用性を再認識させ、当該リスク等にも適応した新たな社会システムへの転換に向けた取組も急務である。

こうした中で、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 感染拡大防止対策・医療提供体制等の強化

- (1) これまでの感染傾向や対策の分析・検証を継続的に行い、得られた知見を地方公共団体等と共有するとともに、当該知見に基づき、地方の意見を十分に踏まえた上で、次の感染症危機に備えた対策や実効的な水際対策を含め、感染拡大防止と社会経済活動の両立に資する具体的な対策を示すこと。

また、制度の見直しに当たっては、感染症対応で直面した課題等を十分に検証するとともに、地方の意見や現場の実態を十分に踏まえること。

- (2) 医療従事者や病床、機器・物資の確保に向けて、潜在人材の掘り起こし等の対策を強力に行うとともに、十分な財政支援を行うこと。

また、健康管理・救急搬送等の体制整備を含め、国・地方公共団体の連携による広域的な支援体制の強化など、地域医療提供体制の確保に万全を

期すこと。

- (3) 検査用物資や治療薬を十分に確保して検査・治療体制を確立するとともに、検査等の費用について、万全の財政措置を講じること。

また、国産ワクチンや治療薬の開発・安定供給に向けて、国として治験を推進し、十分な支援を行うとともに、医薬品・医療機器等の産業育成を進めること。

- (4) 保健所等の関係機関が感染ルートを探知して感染を封じ込むため、積極的疫学調査、検査、入院・治療の徹底に対して十分な財政措置等の対策を講じるとともに、保健所や地方衛生研究所の体制を抜本的に強化すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域の実情に応じた対策を進めることができるよう、必要額の確保や対象事業の拡充を行うとともに、柔軟な運用を可能とすること。
- (6) 災害時における避難所等での感染防止対策や必要な物資の確保、医療介護体制の整備等に万全を期すため、十分な財政措置等の対策を講じること。
- (7) 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行する事態に備え、インフルエンザワクチンの供給・接種体制の確保など、万全の対策を講じること。
- (8) 感染者、医療従事者、濃厚接触者、ワクチン未接種者やその家族等に対する偏見や差別、誹謗中傷を防ぐための対策を強力に講じること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策に係る相談窓口の体制を強化すること。
特に、感染症の影響から生じる生活不安等により増加が懸念される虐待、DV、ひきこもり、孤独・孤立、自殺等について、相談窓口の周知や体制を拡充するとともに、実態を把握した上で、支援団体と連携したアウトリーチ型の支援等の対策を強力に講じること。
- (10) 新型コロナウイルスに感染したあとの後遺症とみられる症状の分析・検証を進め、有効な治療薬の開発等により治療法を確立するとともに、医療提供体制の確保や相談窓口の設置等のサポート体制の強化に対して十分な支援を行うこと。

2 安全・円滑なワクチン接種の実施

(1) ワクチン接種については、追加接種や交差接種を含め、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢の下、接種の意義、安全性・有効性、副反応、接種間隔、対象者等の情報を、対象に応じて迅速・的確かつ分かりやすく周知・広報すること。

(2) 必要十分なワクチン量を確保し、希望する量のワクチンを必要な時期に確実に供給するとともに、物資確保や送迎等の費用を含めて地方負担が生じないように、接種の実施に対して万全の財政措置を講じること。

また、接種方針やスケジュールの検討・調整に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、接種体制の構築に必要な作業期間を十分に確保すること。

(3) 地域の実情に応じて地方公共団体、医療機関等が連携して安全・円滑に接種が実施できるよう、得られた知見や副反応、ワクチンの適切な管理方法、システム運用等の情報について、当該分析等を含め、国や地方公共団体、医療機関等と迅速に共有し、諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めるとともに、ワクチン効果の変異株による減少や時間的減退を迅速・的確に把握し、追加接種や国産ワクチンの開発がより安全かつ効果的に実施されるよう、対策を講じること。

(4) ワクチン休暇の導入支援など、接種環境の改善に向けて対策を強化すること。

特に、子どもへの接種については、人的・時間的負担が大きく、保護者の付き添いも必要となるため、十分な財政支援とともに、企業に協力を働きかけるなど、保護者が休暇を取得しやすい環境づくりを推進すること。

(5) 地方公共団体が接種を担う人材を確実に確保できるよう、潜在人材の掘り起こしや関係団体への派遣の働きかけなど、万全の対策を講じること。

また、離島や過疎地等の条件不利地域をはじめ、医療従事者が不足している地域において円滑に接種対応ができるよう、広域的な支援策を強化すること。

3 経済対策等の強化

- (1) 地域経済への影響は、物価高騰等も加わり幅広い業種において深刻であるため、状況・特性に応じた実効性のある雇用維持・確保対策や事業継続・承継対策を講じるとともに、地域経済の回復に向けて、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付を含め、強力な経済対策を講じること。

また、当該対策の活用について周知を徹底するとともに、相談窓口等のサポート体制を充実・強化すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方公共団体が地域経済への支援や感染防止対策を継続的に実施できるよう、物価高騰等の影響も踏まえた必要額を確保し、速やかに配分するとともに、地域の実情に応じて必要な事業が実施できるよう、柔軟な枠の見直し、手続きの簡素化など、自由度の高いものとする。

また、配分に当たっては、地域経済を支える取組は広範多岐にわたるため、地方の意見を十分に踏まえること。

- (3) 地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の資金繰り対策に万全を期すこと。
- (4) 鉄道、バス、タクシー等の地域公共交通については、利用者の大幅な減少により厳しい経営状況が続いていることから、経営安定や感染防止対策に対して、十分な財政支援を行うこと。
- (5) 肥料・飼料等の価格高騰により、厳しい経営状況にある農林漁業関係者に対して、財政支援の拡充等の対策を強化すること。

また、米については、需要低迷により米価に影響が生じており、価格安定に向け、需要拡大策を推進すること。

- (6) 物価高騰等については、社会経済活動への影響の長期化が懸念されるため、強力な対策を講じること。

4 今後の対策等

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大リスクの低減や、今後発生が懸念されている首都直下地震等の大規模災害における危機管理等の観点から、東京一

- 極集中等の人口の過度の集中の是正に向けた積極的な対策を推進すること。
- (2) 遠隔医療、遠隔教育やテレワークなど、多様な分野におけるデジタル化の取組を推進するために必要となる情報通信基盤の整備・高度化や専門人材の確保・育成に対して、財政的・技術的支援を拡充すること。
 - (3) 電力の需給ひっ迫が発生した中で、電力の供給力不足による社会経済活動への影響が懸念されるため、エネルギーの安定確保・供給に向けた抜本的な対策を検討すること。

5 地方財源の確保・充実

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、人口減少対策、福祉・医療、教育・子育て、地域経済活性化、雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル社会・脱炭素社会の実現等の財政需要について、町村の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に適切に反映するとともに、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保・充実すること。
- (2) 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

特に、令和4年度における土地に係る固定資産税の負担調整措置に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては、令和4年度限りとするとともに、令和5年度は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策等の経済対策や、生産性革命の実現等の政策的な措置については、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策や経済対策等に係る財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう、必要な財政措置を講じること。